

第 3 5 回 津山市都市計画審議会議事録 要旨

開催日時	令和 6 年 2 月 2 1 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
開催場所	津山市役所 議会棟 2 階 第 1 委員会室
出席者	委員 : 1 1 名 (在任委員数 1 3 名) 市職員 : 1 1 名
傍聴者	0 名
審議事項	第 1 号議案 津山広域都市計画下水道の変更について
議事次第	<p>1. 開会</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 開会挨拶</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 出席者紹介</p> <p>2. 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 議事録署名人の指名</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 公開・非公開の採決</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 第 1 号議案 津山広域都市計画下水道の変更について</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) その他</p> <p>3. 閉会</p>

【審議内容】 第 1 号議案 津山広域都市計画下水道の変更について

会 長	第 1 号議案「第 1 号議案 津山広域都市計画下水道の変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第 1 号議案『津山広域都市計画下水道の変更について』議案概要を説明いたします。第 3 5 回津山市都市計画審議会の冊子の 2 ページをご覧ください。</p> <p>都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定により準用される同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、津山広域都市計画下水道の変更について審議会に付議します。</p> <p>次に冊子の 3 ページ、4 ページ、5 ページをご覧ください。</p> <p>津山広域都市計画下水道の変更 (案) の計画書を添付しております。なお、この度の津山広域都市計画下水道の変更は、汚水計画及び雨水計画の双方の計画を変更するものです。</p>

事務局

まず、汚水計画の変更からご説明いたします。

冊子の6ページと資料1を合わせてご覧下さい。6ページの新旧対照表ですが、赤字が変更前、黒字が変更後になっており、排水区域のうち、津山処理区の汚水処理区域を約2,335haから約2,415haに変更、勝北処理区の汚水処理区域を約245haから約256haに変更、全体の汚水処理区域を約2,580haから約2,671haに変更するものです。

資料1の新旧対照図をご覧下さい。こちらは、黒い実線で囲まれたグレー色箇所と黄色箇所が現在の汚水計画区域となっております。

また、黄色で囲まれた箇所は、削除する区域、赤色で囲まれた箇所は、追加する区域になります。

資料2の排水区域新旧対照表をご覧下さい。

各処理区の追加する区域の理由をご説明いたします。

津山処理区のうち、西部処理分区（神戸地内）の0.18ha、城東処理分区（野介代地内）の0.35ha、久米処理分区（宮尾地内ほか）4.0ha、勝北処理区（新野東地内ほか）の10.92haは、事業認可区域外からの流入がある箇所を追加するものです。区域外流入とは、一定の条件を満たせば、事業認可区域外の土地でも公共下水道に接続し汚水の排水が可能になるものです。

八出処理分区（八出地内）の0.5haは、下水道法で定める全体計画区域との整合を図るため、追加するものです。

城北処理分区（東一宮地内ほか）の134.19ha、東苫田処理分区（大田地内ほか）の21.04haは、人口が増加していること、用途地域内であること、また、一部が居住誘導区域内でもあり、引き続き、居住の誘導を図ることから、追加するものです。

次に、各処理区の削除する区域の理由をご説明いたします。

高野処理分区（高野本郷地内ほか）の66.46haは経済性を基にした下水道と合併浄化槽の比較では、下水道が有利でしたが、用途地域外でもあり、下水道整備まで相当の期間を要するため、削除するものです。

久米処理分区（坪井下地内ほか）の13.17haは、経済性を基にした下水道と合併浄化槽の比較では、合併浄化槽が有利な地域等もあり、下水道整備まで相当の期間を要するため、削除するものです。

また、削除に対して8町内会を対象に公民館や公会堂で計6回の説明会を行い、町内会として概ね同意を得られた地区を削除し、下水道で整備する区域から合併浄化槽で整備する区域に変更するものです。

津山市の下水道の現状ですが、津山処理区では、平成3年の供用開始後、30年以上が経過しておりますが、未だ全体計画区域内の整備率は約55%であり、整備完了には今後更に30年以上必要と見込まれています。

また、汚水処理人口普及率が約75%と県内15市の中で最も低くなっています。汚水処理人口普及率とは、行政人口に対し、公共下水道等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合を言います。

事務局	<p>これらのことから、汚水処理区域を変更し、下水道の整備率や汚水処理人口普及率の早期向上を図るものです。また、今回の変更にあたっては、津山市下水道事業検討審議会に付議し、令和4年12月に全体計画区域を見直すことは妥当であると答申をいただいております。</p> <p>次に冊子の7ページの新旧対照表と資料3を合わせてご覧下さい。</p> <p>その他施設の変更について、ご説明いたします。</p> <p>資料3の新旧対象図ですが、黄色でPと表記している箇所が河辺中継ポンプ場になります。赤色でPと表記している箇所がマンホールポンプ設置箇所になります。</p> <p>変更する理由ですが、河辺地内の河辺中継ポンプ場の廃止は、工場の撤退や人口減少に伴い、計画汚水量が減少するため、マンホールポンプで排水が可能であることから、廃止するものです。</p> <p>次に、雨水計画の変更についてご説明いたします。資料4をご覧ください。</p> <p>こちらは、黒い実線で囲まれたグレー色箇所内が現在の雨水計画区域となっております。</p> <p>冊子の6ページと資料5を合わせてご覧下さい。</p> <p>下水管渠の変更について、ご説明いたします。</p> <p>資料5の新旧対象図ですが、黄色で表記している箇所が削除する昭和町第一雨水幹線となります。</p> <p>変更する理由ですが、平成10年に発生した台風10号による浸水被害に対応するため、津山市雨水対策基本計画に基づき井口公園に貯留施設を設置し、一時貯留した雨水を井口地内の昭和町第一雨水幹線により吉井川に排水する計画をしていました。しかし、基本計画策定時のポンプ能力と比較し、周辺のポンプゲートに排水能力が高い機器を設置することで、貯留施設を設置しなくても、強制的に雨水の排水が可能となることから、昭和町第一雨水幹線を廃止するものです。</p> <p>都市計画の変更手続きにつきましては、公聴会を開催するため原案の縦覧を令和5年10月11日から25日までの2週間、都市計画課で縦覧を行いました。その結果、縦覧者は0名で、また、公述申立書の提出はありませんでした。</p> <p>このことにより、11月13日に予定しておりました公聴会は中止となりました。</p> <p>その後、案の縦覧を令和5年1月9日から23日までの2週間、原案の縦覧と同様に都市計画課で行いました。その結果、縦覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上、津山広域都市計画下水道の変更について、ご説明させていただきました。</p>
会 長	説明を受け皆様からご意見、ご質問があれば、挙手にてお願いします。
委 員	このポンプ場を廃止して、ここで新たに整備したら場合、30年後に改修する必要があるのでしょうか。
事務局	ポンプ施設については機械設備であるため、今後、修繕や改修が必要になると考え

	られます。
委員	先ほど、汚水処理人口普及率が約75%で県下最低と説明があったが、これは下水道のみですか。若しくは、合併浄化槽を含まない割合か、それとも汚水処理全体で約75%ですか。
事務局	これについては、公共下水・農業集落排水・合併浄化槽が入った数値であります。また、公共だけに限ると、約36%～37%であります。
会長	下水普及率について、本市は大変低い状況です。先ほど県下でも最低というお話もあったが、30年ほどかけて、整備率は約55%であるが、つなぎ込んだ場合、およそ何パーセントですか。
事務局	つなぎ込みを水洗化率で表すと、今、下水が利用できるところで、83.1%の率で水洗化となっているため、つなぎ込みは8割強となっております。
会長	先ほどの説明は、合併処理が済んでいるところは、合併処理を優先して、下水道処理を省いていく。実際、合併処理槽が設置済や設置途中のところは、合併処理槽に対する費用を個々のお家が掛けているため、下水が通ってもつなぎ込んでいただけないので、逆に合併処理を促進するという考えの説明でよろしかったですね。
事務局	会長が言われましたように、既に合併浄化槽設置済のところもありますし、外した区域については、集合処理と個別処理で、経済比較を行っております。その中で、今後、外した地区につきましては、整備するのが、30年以上先ということもあり、先も読めない中で、それを待ついただくよりは、個別処理という形で、水洗化率を向上させていく方がよいと考え、外した次第でございます。
委員	下水に比べ浄化槽が、未だに結構あると考えます。浄化装置は、年に2回ほど集金に来られるが、下水の費用に比べて浄化槽の個人負担費用はどれくらい違いますか。
事務局	その使用方法によって異なります。私どもが今浄化槽と説明しているものは、合併浄化槽と申しまして、お風呂・トイレ・台所もすべて一緒に流し込んで処理するもので、およそ1月当たりの維持管理費が2,000円ほど、これを12ヶ月間お支払いいただくのと、年に1回浄化槽の汚泥の引き抜きがございます。これは浄化槽の大きさによって多少違いがありますが、2.5～3万円ぐらいです。大体年に1回程度、溜まり方によって多少ずれがあります。また、浄化槽は電気ブロアで空気を送り込んでいるため、その電気代が必要となります。加えてブロアは機械のため、早ければ、4～5年で壊れることもあります。これを1回替えれば、4～5万円掛かります。それから浄化槽自体も、大体長くて30年、35年もすれば壊れて更新が必要となりま

	<p>す。</p> <p>また、下水の使用料は、その際に使った使用水量、この水道を下水の方に流したという認定をさせていただく制度ですので使った水量イコール流した汚水量ということで料金を算定しています。</p> <p>その料金は、料金体系が異なりますが、ほぼ水道料金と同じぐらいの料金が掛かります。そのため、水道を多く使うと、下水道を繋がれた方が不利になる場合もあるため、一概に費用負担がどのくらい違うのか言えません。</p> <p>ご自宅の中でどのような使い方かを確認し、そこで計算して経済比較すると、どちらが得なのかは確認できると思います。</p>
委員	<p>ということは下水の設備については、市が負担して、浄化槽の設備については個人の負担という理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>下水は、官民境界、主に道路の方に下水の本管を入れる際、民地側の1メートル以内に公共ますという、ますを1個、市の工事で設置します。ここまでが公費による設置です。この後、家の中の各排水をその公共ますに繋げる工事については、各ご家庭が個人負担で行っていただいています。</p> <p>下水道や農業集落排水の事業認可区域があり、この事業認可区域から外れる区域については浄化槽の設置に対する補助制度がございます。これも浄化槽の大きさや施工業者、配管の長さによって、工事費が異なります。ご負担についても、下水になった場合、受益者負担金というのでも発生するので、どちらが経済性に優れるかと言われると一概に回答できません。</p>
会長	<p>今回、東一宮地区が加わるが、土地区画整理事業として、何十年も経過している。合併処理をつけた後、公共下水を入れることについて、なぜ、対象エリアが遅れたのですか。</p>
委員	<p>東一宮地区は、区画整理の検討が昭和50年代後半から始まりました。土地区画整理が終わり、家が建ち始めた当時は、まだ、下水管がそこまで整備されていなかった状況があります。東一宮地区は合併浄化槽でも、補助金を交付して最初の段階から整備が行われていたという状況であります。この浄化槽の補助事業についても、平成元年から現時点で35年ほどやっていますが、最初のうちに設置された方は、そろそろ浄化槽の寿命もくるという理由もあります。また、あれだけ家が建ったところに下水が行ってないっていうことは、やはり、都市計画の用途地域でもございますので、今回、区域に入れさせていただいております。</p>
会長	<p>他に意見、ご質問がないようであれば採決に入ります。</p> <p>それでは第1号議案の津山広域都市計画下水道の変更について、賛成の方は挙手をお願い申し上げます。</p>

一 同 会 長	<p style="text-align: center;">《満場一致》</p> <p>満場の一致をもって、ご賛同得たものとさせていただきます。 以上をもって、本日の審議事項は終了とさせていただきます。</p>
------------	--